

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位									
種類	項目													
31	1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)	(一)単一建物居住者が1人の場合 507 単位	507	1回につき							
31	1113	医師居宅療養管理指導Ⅱ		((2)以外)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 483 単位	483								
31	1115	医師居宅療養管理指導Ⅲ			(三)(一)及び(二)以外の場合 442 単位	442								
31	1112	医師居宅療養管理指導ⅡⅠ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合 294 単位	294								
31	1114	医師居宅療養管理指導ⅡⅡ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 284 単位	284								
31	1116	医師居宅療養管理指導ⅡⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合 260 単位	260								
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	507 単位	507								
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位	483								
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合	442 単位	442								
31	1221	薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合 558 単位	558								
31	1222	薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	658								
31	1251	薬剤師居宅療養Ⅱ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 414 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	514								
31	1252	薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬	ハ 薬剤師が行う場合	(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住者 が1人の場合 507 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	507	特別な薬剤の場合 + 100 単位	607					
31	1244	薬剤師居宅療養Ⅲ								(二)単一建物居住者 が2人以上9人以下の 場合 376 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	376	特別な薬剤の場合 + 100 単位	476
31	1245	薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬												
31	1223	薬剤師居宅療養ⅡⅠ	(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	344	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444							
31	1224	薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬						(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	344	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444		
31	1255	薬剤師居宅療養ⅡⅡ											(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1256	薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬	(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	344	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444							
31	1225	薬剤師居宅療養ⅡⅢ						(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	344	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444		
31	1226	薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬											(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1253	薬剤師居宅療養ⅡⅣ	(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	344	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444							
31	1254	薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬						(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	344	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444		
31	1246	薬剤師居宅療養ⅡⅤ											(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1247	薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬	(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	344	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444							
31	1248	薬剤師居宅療養ⅡⅥ						(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位	344	特別な薬剤の場合 + 100 単位	444		
31	1249	薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬											(三)(一)及び(二)以外 の場合 344 単位	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月8回限度) 特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ	ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	537 単位	537								
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	483 単位	483								
31	1133	管理栄養士居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合	442 単位	442								
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	355 単位	355								
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	323 単位	323								
31	1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位	295								
31	1261	看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場 合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	402 単位	402								
31	1262	看護職員居宅療養Ⅰ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	362								
31	1263	看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	362 単位	362								
31	1264	看護職員居宅療養Ⅱ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	326								
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算										
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算										
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算										

※へ(1)、(2)については、平成30年9月30日まで算定できる。